

介護予防支援重要事項説明書

＜ 平成 18 年 4 月 1 日 現在 ＞

- 1 当法人が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次のとおりです。
ご不明な点は、遠慮なくなんでもおたずねください。

電話 03-5701-7244 (午前8時30分～午後5時まで)

担当 吉田幸子

- 2 目黒区西部包括支援センター(指定介護予防支援事業)の概要

- (1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|-------------|---|
| 事業所名 | 目黒区西部包括支援センター |
| 所在地 | 目黒区柿の木坂1-28-10 |
| 介護保険指定番号 | 介護予防支援 1301000053 |
| サービスを提供する地域 | 南3丁目 平町全域、大岡山全域、緑が丘全域、自由が丘全域、中根全域 柿の木坂全域、八雲全域、東が丘全域 |

*上記地域以外の方でもご相談ください。

- (2) 同事業所の職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|----------------|------------------|-----------|-----|---------------|-----------|
| 管理者 | | 1名 | | 事業所運営 | 1名 |
| 介護予防支援 担当職員 | 看護師 介護支援専門員 | 2名 | | 介護予防マネジメント | 2名 |
| 主任ケアマネ ジャー | 介護支援専門員 | 1名 (1) | | 包括的・継続的マネジメント | 1名 (1) |
| 社会福祉士 | 社会福祉士 介護支援専門員 | 1名 | | 虐待防止・権利擁護 | 1名 |

() 内は兼務

- (3) 営業時間

| | |
|----|--------------|
| 平日 | 午前8時30分～午後5時 |
|----|--------------|

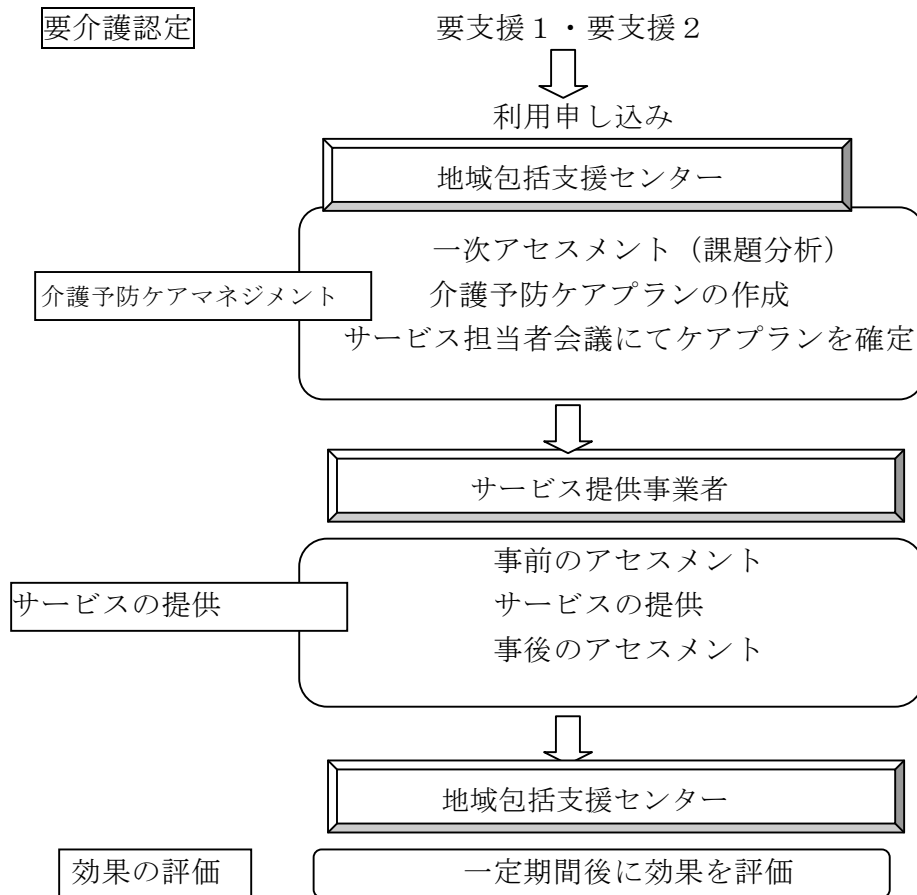
緊急連絡先電話 03-5701-7244

| |
|---|
| <p>*営業をしない日</p> <p>①日曜日及び土曜日</p> <p>②国民の祝日に関する法律に定める休日</p> <p>③1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで</p> |
|---|

- 3 サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画の作成事務、ご利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託いたします。この場合、委託先の事業者名及び担当者の氏名をお知らせします。

4 介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



5 利用料金

(1) 利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、目黒区の窓口へ提出しますと、払戻等を受けられます。

4,288円（ただし、初めての月は2,680円加算されます。）

(2) 交通費

前記(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求日の翌日から20日以内にお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の介護予防支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合でも地域の他の介護予防支援事業者をご紹介いたします。

7 当事業所の介護予防支援の特徴等

(1) 運営の方法

個人の尊厳を大切に、利用者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が営まれるよう、地域で信頼され、喜ばれるサービスの提供を、効率的で柔軟な経営を持って行なうことにより、目黒区における地域福祉の向上に寄与します。

(2) 介護予防支援の実施概要等

①目黒区包括的支援事業実施要綱及び国から示された地域包括支援センター業務マニュアルに基づき実施します。

②ケアプラン原案作成を委託した場合は、介護予防の観点から原案の内容を点検、確認を行ない当事業所が作成するものと変わらないものとします。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当法人の介護予防支援に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 西部包括支援センター管理者 電話 03-5701-7244

(2) その他

当事業所以外に、目黒区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

目黒区西部保健福祉サービス事務所 電話 03-5722-9702

目黒区介護保険課介護保険管理係 電話 03-5722-9574

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

9 当法人の概要

(1) 名称・法人種別 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団

(2) 代表者役職・氏名 理事長 佐藤良春

(3) 本部所在地 目黒区上目黒 2-19-15

(4) 電話番号 03-5721-9661

(5) 社会福祉事業

ア 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホーム中目黒・東が丘・東山の受託経営

② 母子生活支援施設(みどりハイム)の受託経営

③ 知的障害者授産施設(かみよん工房)の受託経営

④ 知的障害者更生施設(大橋えのき園)の受託経営

イ 第二種社会福祉事業

① 老人サービスセンター事業の受託経営

中目黒・田道・東が丘・東山高齢者在宅サービスセンター

② 老人短期入所事業の受託経営

特別養護老人ホーム中目黒・東が丘・東山

③ 老人介護支援センター

東が丘・東山在宅介護支援センター

④ 身体障害者福祉センターの受託経営

心身障害者センターあいアイ館

ウ 公益を目的とする事業

① 高齢者センター(機能訓練室及び介護情報室)の受託経営

② 包括介護支援センター(東部・西部)

平成 年 月 日

介護予防支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 目黒区西部包括支援センター(指定番号 1301000053)

<所在地> 目黒区柿の木坂 1-28-10

<代表者名> 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団 理事長 佐藤良春
事業所 所長 吉田幸子 印

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。また介護予防サービス計画を作成するために、利用者及び家族の状況等必要とされる情報をサービスの提供を行う関係機関、事業者などに提示することに同意します。

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印

<代理人>

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____